

〔追補〕

＊社外取締役の情報開示規制

○事業報告書による開示（会社法施行規則 124 条）

→社外取締役の活動状況を独立性や勤勉性の観点から株主に情報開示し、選解任の判断を株主に委ねようとしている。

○「企業内容等の開示に関する内閣府令」においてコーポレートガバナンスに関する事項の開示が義務付けられた。

・有価証券届出書（第 2 号様式）（57）c

・有価証券報告書（第 3 号の 2 様式）（14）

→社外取締役の独立性・利害関係に関する情報を投資家に開示しつつ、そのような利害関係を踏まえた上で、それに見合った機能を果たしてもらおうとしているという会社の意図を説明させることに意義がある。

【検討事項】

これら開示書類の不実表示もしくは虚偽記載に基づく会社の責任が問題となるケースは考えられる。では、特に今次改正された開示府令にしたがって有価証券届出書もしくは有価証券報告書上に開示されたところの、当該社外取締役において果たすことを期待された役割が、結果としてほとんど果たし得なかった場合には、当該者は会社について生じた損害に対し、善管注意義務違反により、賠償責任を負うのか？つまり当該開示書類についても、投資家に期待を抱かせることによって、会社は資金調達を容易にし得たと言えるのだとすれば、このような投資家の期待に見合うべく、社外取締役の注意義務の履行水準はより具体的もしくは高度なものになると考えるべきなのか？